

石

一方、レベル3の作業は規制対象にしておらず、環境省作成の作業マニュアルが存在するだけだった。石



※これまでの出荷総量。新エネルギー・産業技術総合開発機構による(写真は東京労働安全衛生センター提供)

「レベル3の工事はかなり多く、規制対象が急増する。いかに実効性を持たせるかが課題」。有識者会議の委員を務めるNPO法人「東京労働安全衛生センター」の外山尚紀さんは、そう語る。

新エネルギー・産業技術総合開発機構によると、これまで出荷された石綿使用建材のうちレベル1、2は約215万ト、レベル3は約5900万トと桁違い。2017年度のレベル1、2の工事実施数は約1万6000件だったが、環境省はレベル3の工事数はその5〜20倍に上ると見込む。

環境省での議論と並行して、厚生労働省も労働安全衛生法の省令改正による規制強化を検討している。厚労省は電子システムを新設して増加する工事の管

自治体 体制強化急務

理に対応する方針で、環境省もこのシステムを利用する計画を立てる。ただ、工事で問題が発覚した場合、対応するのは都道府県など自治体。多くで職員の少なさを専門知識不足が指摘されており、体制整備が急務だ。

解体や改修を担う業者に、規制への理解をどう広めていくかも課題となる。

レベル1、2の工事は石綿を扱った経験を持つ業者が施工するケースが多い。それでも違法工事は後を絶たず、昨年12月には長野県飯田市の私立保育園で、保育中にレベル1の吹き付け石綿を扱う違法工事が無届けで行われ、石綿が飛散した疑いがある。県の調査では、園と工事業者に石綿に関する法知識はほとんどなかった。

一方、レベル1、2の解体・改修工事実施について発注者に課される届け出義務は、レベル3では課さない方向で検討されている。

レベル3の工事は、石綿を扱

は全国で約280万棟。70年代を中心として、90年代を中心に大量に使用され、これらの建物は老朽化しており、解体のピークは28年ごろとされる。

70〜90年代に大量使用

石綿は太さが髪の毛の5000分の1程度の極めて細い繊維状の鉱物。耐火性や断熱性に優れ、安価で手に入るため、1950年代から普及し、かつては「奇跡の鉱物」と呼ばれた。工場やビル、一般住宅の吹き付け材や保温材、断熱材として幅広く使われた。一方

中皮腫死者 95年の3倍

で大量に吸い込むと、平均40年の潜伏期間を経て治療が困難な中皮腫や肺がんを発症する恐れがある。自覚症状がな

まま発症することから「静かな時限爆弾」と言われる。世界保健機関(WHO)や国際労働機関(ILO)が72年に石綿の発がん性を指摘

し、欧州各国などは80年代以降、石綿の使用を全面的に禁止した。日本は95年、特に毒性の強い一部の石綿の輸入や使用を禁じたものの、原則全面禁止としたのは2006

年。きっかけは前年、兵庫県尼崎市の旧クボタ神崎工場の周辺住民に中皮腫の発症が相次いでいることが発覚した。「クボタショック」だった。国土交通省の推計によると、石綿を使った民間建築物

は全国で約280万棟。70年代を中心として、90年代を中心に大量に使用され、これらの建物は老朽化しており、解体のピークは28年ごろとされる。

厚労省によると、石綿関連疾患による労災認定は17年度までの15年間で計約1万4000人。国は06年、工場の周辺住民など労災認定を受けられない患者や遺族らを対象に石綿健康被害救済制度を創設した。これまでに約1万4000人が認定されたが、給付額は月約10万円で重病者には十分でないとの声も出ている。